

經濟論叢

第(十五卷 第四號

經營者のリーダーシップ……………	田 杉 競	1
大恐慌期の減価償却政策……………	高 寺 貞 男	21
イギリス定期船業の成立……………	山 田 浩 之	39
外注管理部門の性格……………	吉 沢 栄 藏	59
長期経営計画と利益管理……………	山 田 保	71

昭和三十五年四月

京 都 大 學 經 濟 學 會

大恐慌期の減価償却政策

高 寺 貞 男

『資本家は自分の所得についてあけすけに話すことをこのまない。「営業上の秘密」は厳守されているので、局外者にとって、富がどういふふうにしてつくりだされたかという「秘密」をつきとめることは、非常に困難である。私有財産は神聖である。だれも所有者のことに干渉してはならない。これが資本主義の原則である。』

しかし、資本は、すでに私的所有者の枠をのりこえて成長し、株式企業を形成するようになった。幾百人、幾千人のたがいに知らない株主が、一つの企業を構成している。そして私的所有者の諸君は、すばしこい企業家が「営業上の秘密」にかくれて、共同出資者のふところをすっかりすらせたので、一度ならず手をやかなければならなかった。

そこで、神聖な私有財産は、その神聖の一部分を犠牲にしなければならなかった。すなわち、帳簿を正確につけ、その決算書の主要な数値を公表することが、株式企業の法律上の義務となったのである。もちろん、公衆をだますことは、これによってやみはしなかった。ただ、別な形態をとり、いっそうずるいやり方をとるようになった。』(レーニン「資本家の富の増大」、レーニン全集、一九卷、一七七頁)

株式会社を支配している資本家は、レーニンも指摘しているように、配当証券たる株式とひきかえに資本を集中するために現在および将来の投資家大衆にたいし会計報告をしなければならなくなつたが、それと同時に、会計そのものも「別な形態をとり」、株式による資本集中に、必要な配当支払を正当化する企業利益（かかる「配当必要利益」は「実際の企業利潤」によって基本的には制約されるが、ある限界内ではその制限から独立したものである）を逆算する「いっそうずるいやり方をとるようになった。」すなわち、株式会社の財務会計（会社会計）では、実際の企業利潤が配当必要利益をこえる場合には、公表利益を配当必要利益へできるだけ引下げの意図から収益の過小計上・費用の過大計上がおこなわれ、右の關係が反対となる場合には、公表利益を配当必要利益へできるだけ引上げる意図から収益の過大計上・費用の過小計上がおこなわれるようになった。

このようにして、会社会計の公表利益は配当必要利益へ接近する傾向が生ずるが、かかる会計操作においてもともよく利用されるのは、「現金支出をとまなわなない費用であり、かつ費用項目中かなり重要な地位をしめる」減価償却費の過大・過小計上である。この点についてホーグランドおよびペイトン父子はそれぞれつぎのようにのべている。

「減価償却会計は利益のかくし場所である。取締役会が配当の増加にたいする株主の要求をひきつけるような金額の利益を……計算したいとのぞむ時には、減価償却勘定はかかるのぞましき結果をうるの一手段を提供する。」¹⁾

「収益の大きい諸年度には豊富な発生額を「反対に」不況期には最低額のチャージの認識をみとめる政策——強力的減価償却政策は今日でも企業経営者の間で支持されている。」²⁾

さて、以上のべたように「不況期においては、しばしば減価償却費を最小にする傾向が存在する。すなわち、当該チャージが引下げられたり、または時として「固定資産の評価減によって」排除されたりする」が、かかる傾向はアメリカで大恐慌期にもつともはつきりとあらわれている。すなわち、一九三二年を中心として減価償却率の引下げと固定資産の評価減がともにおこなわれた。最近『資金理論』の提唱者としてとくに有名になつたワイリアム・J・バッターは、その当時、右にのべたように「いくつかの企業の減価償却は縮少しつづけている。一九三〇年から一九三五年までの不況期に財産の広範な再評価〔評価減〕が減価償却を引下げる明白な目的でおこなわれた。……という理解が最近〔その当時〕非公式の討論において生じ、かつある程度まで、この分野の文献においてあらわれている」⁴⁾点に注目して、この時期における工業会社の減価償却に関する一般的状态を知り、特に定額法が「ほとんど一般的」であつたという通説的見解 (W. A. Paton, *Accountants' Handbook*, 1932, p. 627.) の妥当性を吟味するため、工業会社(六三二社のリスト中から)一八四社を選択し、それらの一九二七年から一九三五年までの公表財務諸表からえられた資料を分析している。(というわけは、残りの四四七社は分析にとつてのぞましい資料を公表していないか、または資料をかくす種々な方法を採用していたからである。)

ところで、これまでのわが国の減価償却研究では、公表利益を配当必要利益へ出来るだけ接近させる重要な手段たる弾力的減価償却政策は現実によつて運用されているのかという問いに答える実証分析は、わずかの例外のぞいては、ほとんど試みられていない。またかかる弾力的減価償却政策にたいし減価償却理論はどのような態度をとっているのかという実務と理論の相互関係に関する説明も充分にできていないとはいえない。そこで、本稿ではまず第一の欠陥を克服する方向へ研究を前進させる第一歩として、主として右にのべたバッターの实証分析にもと

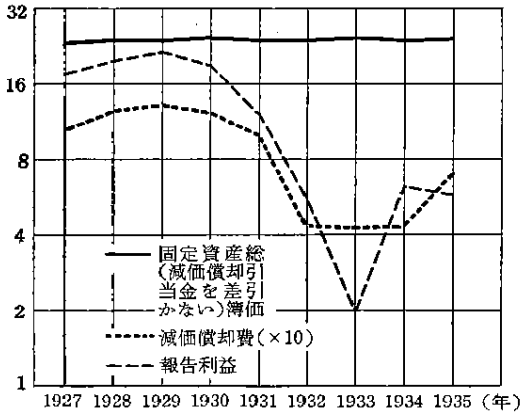
ついで——固定資産の評価減については、バッターの実証分析は資料の關係から（評価減をおこなった期日、金額、資産種類に関する詳しい資料が利用できなかったため）ウィークなので、他の実証分析によって補足して——大恐慌とそれを^{〔注〕}はさむ期間（一九二七年——一九三五年）のアメリカ工業会社の弾力的減価償却政策の実態を明らかにすることとする。

〔注〕「公益事業の会計と減価償却費が給付したサービスの量または総収益を基準としていることを発見するのは珍しいことではない」が、この点についてハイマンは、よくおこなわれている「かかる実務はまったく非合理的なものではない。ここでは総収益は通常相対的に安定しており、経験は減価償却費の管轄量にたいする正常な關係についてのいくつかの証拠を提供している」とのべている。たしかに、アメリカ鉄道業における「減価償却総計は景気変動の影響にたいして鈍感であった。年度〔償却〕費は一九一一年から一九三〇年まで継続的に増加し、「それから、一九三三年まで減少し、その後は、一九三六年にきわめてわずかの沈下があったことを除けば、再び増加している。」しかし、運輸量単位当り減価償却費は、減価償却費総計が運輸量の拡大期に縮少期よりもはやく規則的に成長しなかったことからわかるように、一九一一年から一九一三年までの時期を除くすべての運輸量拡大期に低下し、反対にすべての縮小期に増加していた。

- (1) Hogland, Henry E., *Corporation Finance*, 2nd ed., 1938, p. 309.
- (2) Paton, W. A. and Paton, W. A., Jr., *Asset Accounting*, 1952, p. 290.
- (3) Husband, William H. and Dockery, James C., *Modern Corporation Finance*, revised ed., 1948, p. 411.
- (4) Vatter, William J., "Depreciation Methods of American Industrial Corporations 1927-1935", *The Journal of Business*, April 1937, p. 125.
- (5) Graham, Willard J., *Public Utilities Valuation*, 1934, p. 86.
- (6) Paton and Paton, *ibid.*, pp. 290-291.
- (7) Hultgren, Thor, *American Transportation in Prosperity and Depression*, 1948, p. 285.
- (8) Hultgren, *ibid.*, p. 286.

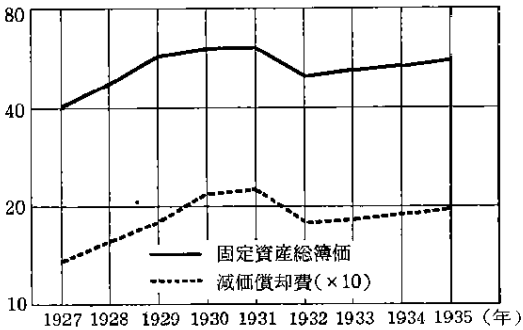
バッターの実証分析によると、「多くの企業は景気変動の波と相関関係において減価償却が変動する確実な証拠を示した。」¹⁾ 景気変動の一つの尺度として報告利益をとれば、第1図に示したケースがその典型である。もちろんこれだけが唯一のケースではない。

第1図
(百万ドル)



Vatter, *ibid.*, p. 135.

第2図
(百万ドル)



Vatter, *ibid.*, p. 133.

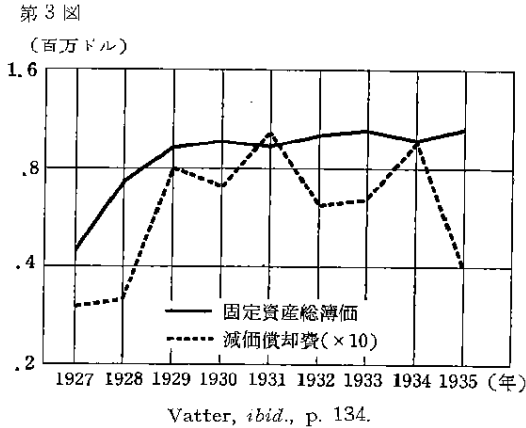
大恐慌期の減価償却政策

第八十五卷

二三三

第四号

二五



第1表 減価償却率 (%)

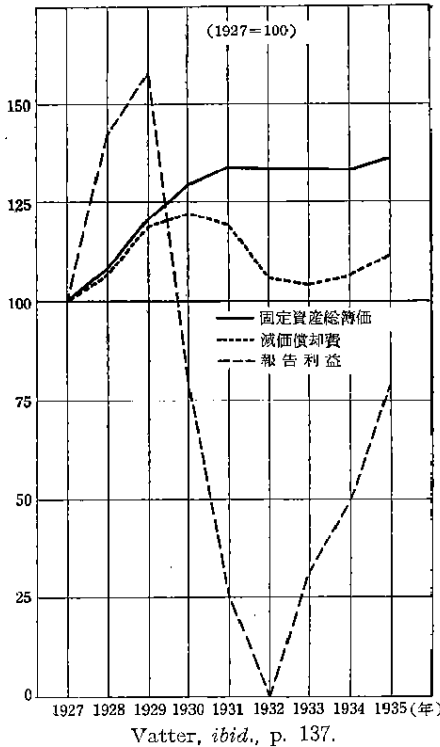
年 度	24社グループ	160社グループ	184社全体
1927	5.541	5.154	5.248
1928	5.376	5.270	5.296
1929	5.283	5.149	5.182
1930	5.314	4.861	4.977
1931	5.314	4.335	4.604
1932	5.138	3.742	4.137
1933	4.988	3.701	4.063
1934	4.915	3.781	4.080
1935	5.073	3.977	4.296
算術平均	5.216	4.443	4.654

Vatter, *ibid.*, p. 142.

は、さきの第1図のケースのように景気変動と減価償却費とは相関関係を示すか、または第3図にあらわしたケースのように総簿価と減価償却とは無関係に変動し、桁外れの偏差を示している。というわけは、第1表からも推定されるように、二四社のグループは高率の定額法を用いて減価償却を計算し、一六〇社のグループは利益の変動にしたがって変動する低率の減価償却をおこなっていたからである。

このような傾向は分析の対象となつた一八四社の大部分においてみることができ。すなわち、一八四社のうち二四社は、第2図に示したケースのように固定資産総(減価償却引当金を差引かない)簿価の変動に平行して減価償却が変動しているのに、他の一六〇社

第4図 (184社)

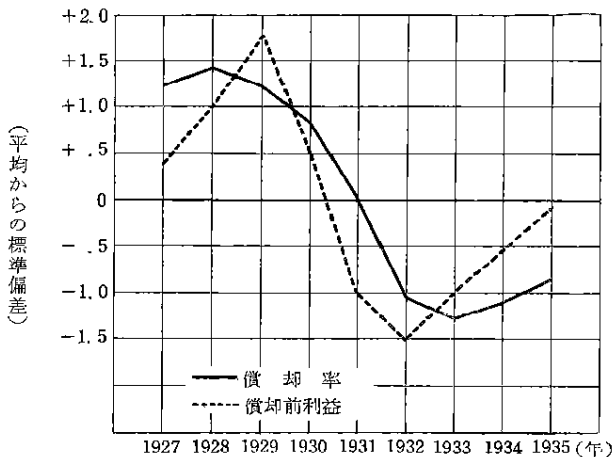


したがって、一八四社全体について固定資産総簿価、減価償却費および報告利益のそれぞれの変動を一九二七年を基準年としてあらわせば、第4図にみられるように減価償却と報告利益のはっきりした相関関係が容易に認識しうる。この場合、総簿価と減価償却費のトレンドは一九三〇年以度背離しているが、かかる背離は報告利益が急激に低下した一九三〇年にはじまっていることに注意しなくてはならない。⁴⁾

ところで、報告利益は部分的に減価償却費によって決定されるから、前記の一六〇社のグループについて各年の償却前利益と減価償却率とをそれぞれの一九二七年から一九三五年までの平均値からの標準偏差の形で示してみる、第5図がえられるが、右の八年間のうち六年間は減価償却率は償却前利益と同じ方向に変動し、たがいに反対

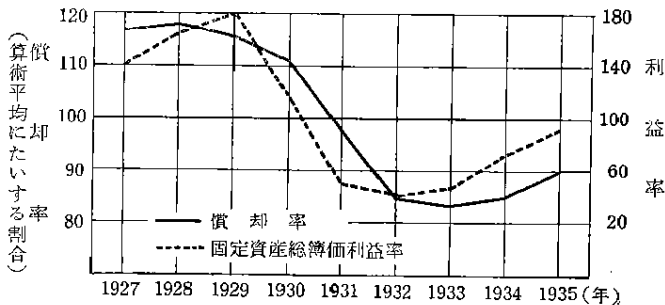
の方向に動いたのはカーブの頂点と谷だけであった。⁵⁾「このことは多分、一九二九年にできるだけ高く報告利益を維持し、かつ回復の第一年である一九三三年により高い報告利益をもたらさんとする試みの結果である。⁶⁾また、一六〇社のグループについて各年の減価償却率と「償却前利益を固定資産総簿価で除して計算される」固定資産総簿

第5図 (160社)



Vatter, *ibid.*, p. 143.

第6図 (160社)



Vatter, *ibid.*, p. 144.

数々の点から、(depreciation allowances are, in effect, a function of the income situation.) 「この比較は、減価償却率が利益の変動に応じて意識的に変化させられたことの確実な証拠である。」(たとえば、いくつかの会社

益率とをそれぞれの一
九二七年から一九三五
年までの算術平均にた
いする割合で示して比
較しても、同様の結果
をうるることができる。

第6図に示された右の
比較は、減価償却率が
固定資産総簿価利益率
の変動にはほぼ比例して
変動していることを明
らかにしている。いい
かえれば、一六〇社の
グループの減価償却費
は実際に利益状態の函

はそれぞれの年次報告書で一九三二年以後減価償却率を引下げたことを表示し、ある企業は一九三二年に「営業にとって必要でなかつた設備についていかなる減価償却費も引当なかつた」ことを認めている。他の会社の監査人は、一九三二年以来、これまでの償却法によるよりも、一、一四二、九七五ドルだけ少い減価償却費がチャージされたと報告している。」「事実、右のような結論が引出される付加的な論理的な理由が存在する。すなわち、減価償却費はこれら(一六〇)の企業の利益の大部分に相当する。(一六〇社の一九三二年の減価償却費は償却前利益の二一九%であった。)そして、「公表」利益を安定化せんとする努力が減価償却に集中することが当然予期されるであろう。」

ところで、税務会計における減価償却費の引下げは、「財務省規則四四二二」(Treasury Regulation 4422)が発表された一九三四年まで内国歳入局によって一般に試みられなかつた。^{〔註一〕}五年間縮少しつづけてきた財務会計の減価償却費が、税務減価償却費の引下げの圧力がはじめてかかつた一九三四年に引上げられねばならなかつたことは奇妙なことかもしれないが、「アメリカでは」財務会計の減価償却と税務会計の減価償却とは別物なのである。(一八四社のうちのある会社は、その一九三四年度年次報告書で、公表された財務諸表に示された減価償却費は納税申告書に記載された減価償却費の約六三%であつたとのべ、また、他の会社ではつぎのような報告をおこなつていた。内国歳入局によって承認された償却率は会社で用いている償却率とことなつてゐる。一九三一年までの諸年度では納税申告書で控除として認められた減価償却費は会社の帳簿に示されたそれよりも少しばかり大きかつたが、一九三二年以後には、会社の帳簿に示された金額の方が大きい。^{〔註二〕}「法人」所得税に関する諸規則は「会社の」減価償却政策において一つの役割を演ずるが、内国歳入局は会社が「株主への報告のために」どれだけの減価償却を計上すべきかについてなんら規則を設けず、単に納税申告書に記載する減価償却費に制限を設けてゐるにすぎないのである。¹⁰⁾

〔注1〕 グラントとノートンによると、一九三四年まで〔特に大恐慌以前においては〕財務会計で使用されていた実際の耐用年数よりもはるかに短い推定耐用年数を基準とする定額減価償却が、ほとんど税務調査官によって問題とされることなく、税務上一般に承認されていた。しかるに、一九三四年二月二十八日の「財務省規則四四二二」により、納税者は納税申告書に記載する定額減価償却が実際の耐用年数に相応するものであることについて拳証の責任をおうこととなった。このことは、反面からみれば、納税申告書に記載された減価償却費を批判的に監査することをすべての税務調査官に要求したことを意味する。こうして、一九三四年以後には、納税申告書の減価償却費は税務調査官によって吟味され、その一部否認つまり引下げが一般におこなわれた。ただし、この実際の耐用年数の繰への償却率の引下げは、一九三四年の税務監査によって一時的ではなく、その後数回にわたって漸次的におこなわれた。¹¹⁾

〔注2〕 「多くの公益事業がその所得税申告書において帳簿に記録された金額よりも多額の減価償却を控除していることは常識である」¹²⁾が、このこともまた所得税目的の減価償却と会社の損益計算目的の減価償却とはことなつたものであるという説明によって理解することができる。

以上要約した分析結果からベッターはつぎのような結論を導きだしている。

(1) 厳密な意味における定額償却法は、それがかつて大多数の産業会社で用いられたとしても〔実際には、すでに注記したように実際の耐用年数よりもはるかに短い推定耐用年数による定額法が一般に採用されていた〕——一九三〇年代前半期にかかると方法を使用していることが財務諸表に表示されていたにもかかわらず——ほとんど放棄された。

(2) この時期の減価償却費は分析対象となつた企業の大部分において、利益の状況にはつきりと応じて任意に変動する償却率を用いて計算された。

(3) その結果、非科学的、非客観的、非組織的に決定された減価償却費が、ほとんどのケースにおいて、採用された計算法について株主へ報告することなく、財務諸表に表示された。¹³⁾

- | | |
|---|---|
| (1) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 135. | (2) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 135. |
| (3) Vatter, <i>ibid.</i> , pp. 141-142. | (4) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 136. |
| (5) Vatter, <i>ibid.</i> , pp. 142-143. | (6) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 143. |
| (7) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 143. | (8) Vatter, <i>ibid.</i> , pp. 143-144. |
| (9) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 144. | (9) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 145. |
| (11) Grant, Eugene L. and Norton, Paul T., Jr., <i>Depreciation</i> , 1949, pp. 89-91, 135, 199, 214-222. Terborgh, George, <i>Realistic Depreciation Policy</i> , 1954, pp. 12-16. Ryan, John, <i>Current Depreciation Allowances</i> , 1958, pp. 40-41. | |
| (12) Clader, Will. A., "Depreciation, Income Tax and Dividends", <i>The Journal of Accountancy</i> , July 1933, p. 47. | |
| (13) Vatter, <i>ibid.</i> , pp. 145-146. | |

III

なお、ハッターは、以上要約した実証分析の中で、部分的ではあるが固定資産の評価減を問題にし、つぎのようにのべている。

「特に興味のある一つの項目は再評価〔固定資産の評価減〕の減価償却費にたいする影響である。かなりの金額の評価減が実際に経営者によって報告されたところではどこでも、それらは減価償却費の引下げをもなっていた。(評価減の極端なケースは「分析の対象となった」諸会社の一つの年次報告書からのつぎのような引用によって例示される。『一九三三年一月一日に全固定資産は一ドルまで評価減された。以後、減価償却は、その日以後に取得された諸資産についてののみ計算された。』) 不思議なことには、その前兆は減価償却費が再評価以前の諸年度に引下げられたいくつかのケースにおいてみられる。この点の実例は第7図に示される。再評価は、経営者がそれを報告しなかつたところでも、資産の

売却から生ずることが正当に期待される金額をこえた二系列（固定資産総簿価と減価償却費）における際立った低下に

よって、しばしば指小された。再評価は、この方法でたしかめられたか

ぎりでは、減価償却費の引下げのためになされたとおもわれる。¹⁾「実

際、報告された評価減は常に減価償却費の多額の引下げをともなつて

いた。²⁾」

しかし、右の引用文を読んだだけでは、(1)『大恐慌』が底をつき、

回復のきざしをみせはじめた一九三二年末に固定資産の評価減が集中

的におこなわれ、^(世)(2)しかも、そのもつとも重要な目的が回復過程にお

いて必要な資本を株式によって集中するための配当復活におかれ、(3)

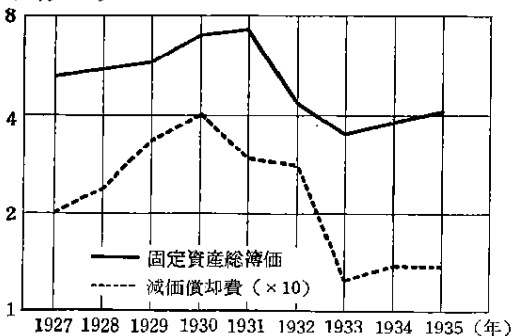
したがって、将来の公表利益を過大にせんとして過大な評価減（とそ

れを全部的または部分的に相殺するための法定資本の引下げ）減資剰余金の創

立）がおこなわれた事実が、部分的にはある程度まで類推可能である

にしても、明確に把握しえない。

第7図
(百万ドル)



Vatter, *ibid.*, p. 135.

右に指摘した第一の点に関しては、一九二七年から一九三二年までの期間にわたり一八二社の報告書を分析した研究が、これらの会社全体で固定資産簿価の〇・九%に相当する金額が評価増され、他方九・七%に相当する金額が評価減され、(ネットの変動は八・八%減)かかる評価減のほとんどは一九三一年と一九三二年におこなわれたことを明らかにしている。³⁾また、『エール法律雑誌』一九三五年四月号に載った評価減に関するコメントによると、「評

償減の実務は一九三一年の後半にはじまり、一九三二年にうんと進行しはじめた。この実務は一九三二年終りに生じた物価水準と純益の変化の直接的結果であつた。⁴⁾ このことは、評価減プランの提案者であつた株式市場ブローカー、投資トラスト、金融ファイナンス・コホレリオン会社が当時デフレートした物価水準は停止するところへやってきたと強調していたことから間接的に立証できる。

〔注〕 ヒールドは「一九三二年と一九三五年のはじめとの間に再評価と減資がマス・ムーブメントに近ずいた⁵⁾」とのべているが、「一九三二年と一九三三年のはじめに会社資本変更〔減資〕が非常に流行した⁶⁾」ことから逆証しうるように、固定資産の評価減は明らかに一九三二年に集中していた

あらためて資料をかかげるまでもなく、一九三二年末をさかいとして卸売物価、建設価格は下降から上昇に転じ、また生産と企業利潤も一般に一九三三年から増加している。このような現象としてあらわれた恐慌期から回復期の転換点において集中的に進行した固定資産の評価減は、すでに指摘したように、回復過程における生産拡大に必要な資本の株式による集中またはその前提として崩壊した株式市場の再建を目的としたものであつた。この点について、あまり適切ではないが、ケールは「不況〔期の会社〕財務の結果の一つはより低い減価償却基準、そして順次配当用に収益のより大きい部分をうる目的と結び合つた資産の評価減であつた⁸⁾」とのべている。

このように一九三〇年代初期の評価減は配当復活の会計的基礎を創出するためになされたのであるから、当然過大となる傾向を示すであろうという推論が成立する。もちろん、このことを実証するとなると、評価減の過大性を認識する基準のとり方いかんによつて結果は変わってくるが、ここでは、便宜上、評価減が集中した一九三二年に固定資産の再取得価格や操業度は底をつき、その直後から上昇に転じていたことを考慮しないで、一九三二年のもつ

とも低くかつた再取得価格を基準にして実証分析を試みることをする。

一九三三年における三四社の調査によれば、有形固定資産の評価減は平均して以前の簿価の四六%であり、個々の場合には三〇%ないし六〇%であった。⁹⁾ いまこれらの資産のすべてが価格の一番高かつた一九二九年に取得されたまたは評価増されたとしても、評価減は平均して一九二九年から一九三二年のおわりまでの一般物価水準の実際の低落を少くとも二〇%こえ、公益事業の建設費を基準とした一般建設費の実際の低落を少くとも二六%こえていた。¹⁰⁾

なお、多くの場合無形固定資産(時折有形固定資産)は、物価水準の変動とはまったく無関係に、一ドルまで評価減された。¹¹⁾ このように「多くのケースにおいて『のれん』または他の無形資産はまったく排除され、¹²⁾ 「極端な諸ケースでは、かなりの金額が清算により実現しうる場合でさえ、設備勘定が名目的な数値まで引下げられた。¹³⁾」この一つの例は一九三一年にその『減価償却後の土地、設備および建物』の〔簿〕価を一、一三六、九八八ドルから一ドルへ引下げた Commercial Solvents Corporation である。¹⁴⁾

以上の分析は「減価償却費が『できるだけ小さく将来の費用の一部を反映する』ようなところまで固定資産の評価を引下げ、かくして将来できるだけ大きく配当を増加させんとする勝手なもくろみを証明している。¹⁵⁾」

ところで「低落した物価水準を別とすれば、三〇年代初期における評価減の高潮をもたらした主要な要因は不稼動生産能力が広くゆきわたった条件であった。¹⁶⁾」しかし、「このことは、多分、固定資産の実際的评价減が再取得価格または一般物価指数の水準の低落を一般にはるかにこえたことの一つの理由である¹⁷⁾」にしても、その主要な理由ではない。「この手続の主要な目的は年々の減価償却を相応して引下げる基準を設定し、かくして……より大きな純益を報告せんとするところにあつたのである。」¹⁸⁾ そして、その結果、一般に一九三三年と一九三四年の会社報

- (1) Vatter, *ibid.*, p. 134. (2) Vatter, *ibid.*, p. 138.
- (3) Winakor, Arthur H., "Maintenance of Working Capital of Industrial Corporations by Fixed Assets," *University of Illinois Bulletin*, No. 49, (1934), p. 24, cited by Paton, W. A., *Corporate Reports as shown by Audit Reports*, 1935, p. 109.
- (4) Comment: "Writing Down Fixed Assets and Stated Capital," *Yale Law Journal*, April 1935, p. 1025.
- (5) "Should Not Block Asset Write-Offs", *N. Y. Times*, Feb. 5, 1933, cited by "Writing Down", *ibid.*, pp. 1026, 1036.
- (6) Field, Kenneth, *Corporation Finance*, 1938, p. 431.
- (7) Marple, Raymond P., *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, 1936, p. 86.
- (8) Kohl, Donald, *Corporate Dividends*, 1941, p. 124.
- (9) Hornberger, "Accounting for No-Par Stocks during the Depression", *Accounting Review*, 1933, pp. 58, 59, cited by "Writing Down", *ibid.*, p. 1035.
- (10) "Writing Down", *ibid.*, p. 1035. (11) "Writing Down", *ibid.*, p. 1035.
- (12) Hoagland, *ibid.*, p. 463.
- (13) Paton, W. A. and Paton, W. A., Jr., *Asset Accounting*, 1952, p. 369.
- (14) Husband and Dackerey, *ibid.*, p. 411.
- (15) "Writing Down", *ibid.*, p. 1035. (16) "Writing Down", *ibid.*, p. 1035.
- (17) "Writing Down", *ibid.*, p. 1037. (18) Paton and Paton, *ibid.*, p. 370.
- (19) Bonbright, James C., *The Valuation of Property*, vol. II, 1937, p. 907.
- (20) Marple, *ibid.*, p. 179.

四

周知のように、アメリカの会計原則の統一運動は一般に大恐慌を契機として展開したといわれている。たしかにその通りであり、別に横車をおすわけではないが、右のような常識的見解は一九三〇年代前半期の会計実務にたいする反省として三〇年代後半期に会計原則の実質的内容が形成された側面を見逃してゐるのではないだろうか。いとおくれたが、本稿を書くにあたり主として依拠した「バッターの実証分析も」(また『ニール法律雑誌』のコメント中にみられる実証分析も) 実は一九三〇年代前半期の減価償却実務にたいする会計学(また会社法学)の立場からの反省の一産物なのである。

「バッター」は、彼の実証分析で使用した財務諸表はすべて独立の公認会計士によつて監査証明されているのだから、さきに詳述した実証分析の結論は容易ならぬ重要な問題をひきおこす¹⁾のべ、つぎのように会計専門家の反省をうながし、前進すべき方向を指示している。

スチュアート・チエーズは彼の『豊富の経済』(Shart Chase, *Economy of Abundance*, 1934) の中で(一八六頁—高寺)、『ハイ、ハイ、ドウゾの公認会計士』(Yessir, Yessir, and Pleesir, *Certified Public Accountants*) の監査会社に言及している。この用語に含まれてゐる意味は会計士にとつては不快であり、かつ礼を欠くものである。しかし、もしも証明された財務諸表が、利益の状態に相応するように償却率を勝手に変更する結果、客観性をもたず計算された減価償却費を記載してゐるならば、その影響は貸借対照表では資産のファンタスティックな評価としてあらわれ、より悪いことには、損益計算書は多くの場合当該企業²⁾の唯一の所有者でない経営者の要求によつて決定

される純益を反映することになるであろう。もしもかかる企業の株主が設定された方法の変更^{〔注〕}に注意することなく、右のようにして計算された減価償却費を含む財務諸表を手にとるならば、彼は事実を知らぬ状態におかれるばかりでなく、投資決定にあたりおそらく欺かれるであろう。したがって、会計専門家は、方法のぐらつきと原則の放棄により会計技術がのぞましきまたはあらかじめ定められた結果をうるための数値の操作とならないように、減価償却計算における統一性と首尾一貫性を保証する方向へ積極的歩みを進めねばならない。

〔注〕 大恐慌の諸年度に非常にポピュラーになされた他の一つの実務は公正な価値をはるかに下まわる金額への資産の評価減であった。かかる実務は多くケースにおいてきわめてきつい引下げとなつた。このことはすでに実証分析したとおりであるが、『エール法律雑誌』のコメントはその表示法にたいしつぎのような批判をくわえていた。

過大な評価減の場合はもちろんのこと、評価減が再取得価格または一般物価水準にしたがつておこなわれた場合でさえ、損益計算書における利益の増加についてなら説明を加えない表示、あるいは利益は会社商品や役員にたいする市場の好転によつていふことを暗示しまたは明言してゐる説明は将来の貸手または投資家にたいする誤れる表示である。たとえば、United Fruit Company は一九三一年の終りにその固定資産を四〇、〇〇〇、〇〇〇ドル以上も評価減し、その結果一九三二年には約五、〇〇〇、〇〇〇ドル、その後の各年には多分それと同額またはそれをこえる利益の増加をみた。ところで、『ニューヨーク・タイムス』にのつた一九三三年度の報告は、この年に一二、〇四九、二九九ドルの利益をあげたとのべ、この利益の増加は各国におけるバナナ輸入割当制限の減少と経営状態の同様の好転によつたことを暗示している。しかし、評価減による利益の増加については全然説明がなされていなかつた。すくなくとも、損益計算書には減価償却が歴史的原価にもとずいたならば発生したであろう利益の部分と再評価による利益の増加分とを区分表示すべきである。

右とはぼ同様の批判をマーブルもまたおこなつてゐる。彼によると、われわれは非常に多くの重要な会社が再評価をしたことを知つてゐる。だが、利益の改善のいくつかは資産価値の修正によつてゐるという事実に関する日刊新聞の説明を、『ニューヨーク・タイムス』にのつた Continental Oil Co. ともう一つのケースにおいて、見出しただけであつた。うたがひもなく、

投資家や株主はかかる形の会計によって誤導された。⁶⁾

右のようなベッターの反省は会計原則運動の中で新しい減価償却理論を形成する必要を力説したものと理解してよいであろう。そして、かかる方向への努力は、資産を勝手に評価増または評価減をすることは、景気のよしあしにしがたい減価償却費を操作する結果となるから、のぞましくない⁷⁾というリトルトなどの評価排撃論にそって、原価〔配分〕主義減価償却論として結実した。

ところで、以上のような過程をへて形成された原価〔配分〕主義減価償却論は弾力的減価償却政策を完全に排撃するようない理論構造を有しているのだろうか。このような問いにたいし筆者は、原価〔配分〕主義減価償却論は消極的ではあるが弾力的減価償却政策を容認し、かつ或る限界内ではそれを正当化する(さらにいえば、現在ではそれを積極的に押しすすめる)仕組みになっている(なりつつある)という答えを用意しているが、予定の紙数もつきたので、それに関する詳論は別の機会にゆずることとした。

- | | |
|--|---|
| (1) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 146. | (2) Vatter, <i>ibid.</i> , p. 146. |
| (3) Marple, <i>ibid.</i> , p. 180. | (4) "Writing Down", <i>ibid.</i> , p. 1038. |
| (5) "Writing Down", <i>ibid.</i> , p. 1039. | (6) Marple, <i>ibid.</i> , p. 179. |
| (7) Littleton, A. C., "Business Profit as a Legal Basis for Dividends", <i>Harvard Business Review</i> , Autumn 1938, p. 59. | |